

第1章 廃棄物処理計画の趣旨、位置づけ及び性格

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

大量生産・大量消費型社会は、我々に物質的に豊かな社会を与えてくれたが、その一方で、廃棄物の焼却に伴うダイオキシン類の発生、最終処分場の逼迫等、我々の生活を脅かす原因ともなってきた。環境の世紀と言われる21世紀を迎えた今、我々の事業活動やライフスタイルを改めていかなければ、その環境負荷は地球の環境容量の限界を超え、我々自身の存続をも脅かしかねないほどに至っている。

もとより、我々も地球という生態系の中において存在するものであり、大量生産・大量消費型システムによって断ち切られた物質循環の環を復活し、自然の生態系と調和した持続可能な循環型社会を構築することが喫緊の課題となっている。

こうした認識を踏まえ、本県においては、平成13年5月、持続可能な循環型社会の形成を目指した基本指針となる「ひょうご循環社会ビジョン」を策定し、国においても、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする、リサイクル関連法が制定されたところである。

2 策定の経緯

本県では、一般廃棄物については、市町による「一般廃棄物処理計画」策定の際の技術的な指針となる「一般廃棄物処理計画策定指針」を平成5年3月に策定し、これに基づき、市町に対し処理計画の作成指導を図ってきたほか、平成11年3月に、ごみ処理施設の広域化・集約化を図るための「兵庫県ごみ処理広域化計画」を策定し、ダイオキシン類の排出削減、リサイクル等施設整備の促進を図ってきた。

また、産業廃棄物については、廃棄物処理法の規定に基づき、昭和51年3月の第1次から平成7年8月の第4次にわたる「産業廃棄物処理計画」を策定し、これに基づき、事業者や処理業者の指導を行ってきた。

このような中、平成12年6月、廃棄物処理法が改正され、同法第5条の3により、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、都道府県がその区域内における「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）」を策定することとされた。

本計画は、この改正法の規定に基づき、一般廃棄物及び産業廃棄物の現状と課題を踏まえ、廃棄物の発生抑制・リサイクル、適正処理に関する施策を盛り込み、本県における今後の廃棄物行政の指針として策定するものである。

第2節 計画の位置づけ、性格及び目標年次

1 計画の位置づけ

本県においては、「21世紀兵庫長期ビジョン（平成13年2月）」のなかで、目指すべき社会像の一つとして「環境優先社会」を掲げ、人と自然が調和した健康で快適な「共生と循環」の社会 循環に即した生活・経済活動が確立した社会 循環を促すさまざまなしくみが整った社会を提唱している。

また、平成12年12月に決定された国の新環境基本計画を踏まえ、「共生と循環の環境適合型社会」の実現を目標として、「新兵庫県環境基本計画（仮称）」の策定手続きを進めている。

さらに、この新兵庫県環境基本計画の下に位置づけられる「ひょうご循環社会ビジョン（以下「ビジョン」という。）」では、我々の目指すべき社会とその取組の方向を示している。本ビジョンにおいて示した目指すべき社会は、「持続可能な循環型社会」であり、その具体的な姿として 自然生態系との共生が図られている社会 市民の自律による安全で快適な社会 環境と経済が調和し環境ビジネスが発展する社会を掲げている。そして、そのような社会の「実現を図るための基本的方策」として、次の4点を掲げている。

廃棄物となるものの発生抑制を第一に、次いで廃棄物の再利用、再資源化を行い、最終的に適正処分を行うという原則に基づいた「物質循環の促進」を図ること。

事業活動や消費活動における「環境負荷の低減」を図るとともに、それらに起因する「リスクの管理」を行うこと。

社会の全ての構成員による合意と実践により持続可能な循環型社会を達成するために、「社会のあらゆる主体の参画と協働」を実現すること。

持続可能な循環型社会の実現の障害となっている法制度や経済ルールの見直しによる「新たな仕組みづくり」を推進すること。

さらに、ビジョンでは、上記基本的方策推進に向けた戦略を具体的に進めていくため、その実施計画として廃棄物処理計画を位置づけている。

2 計画の性格

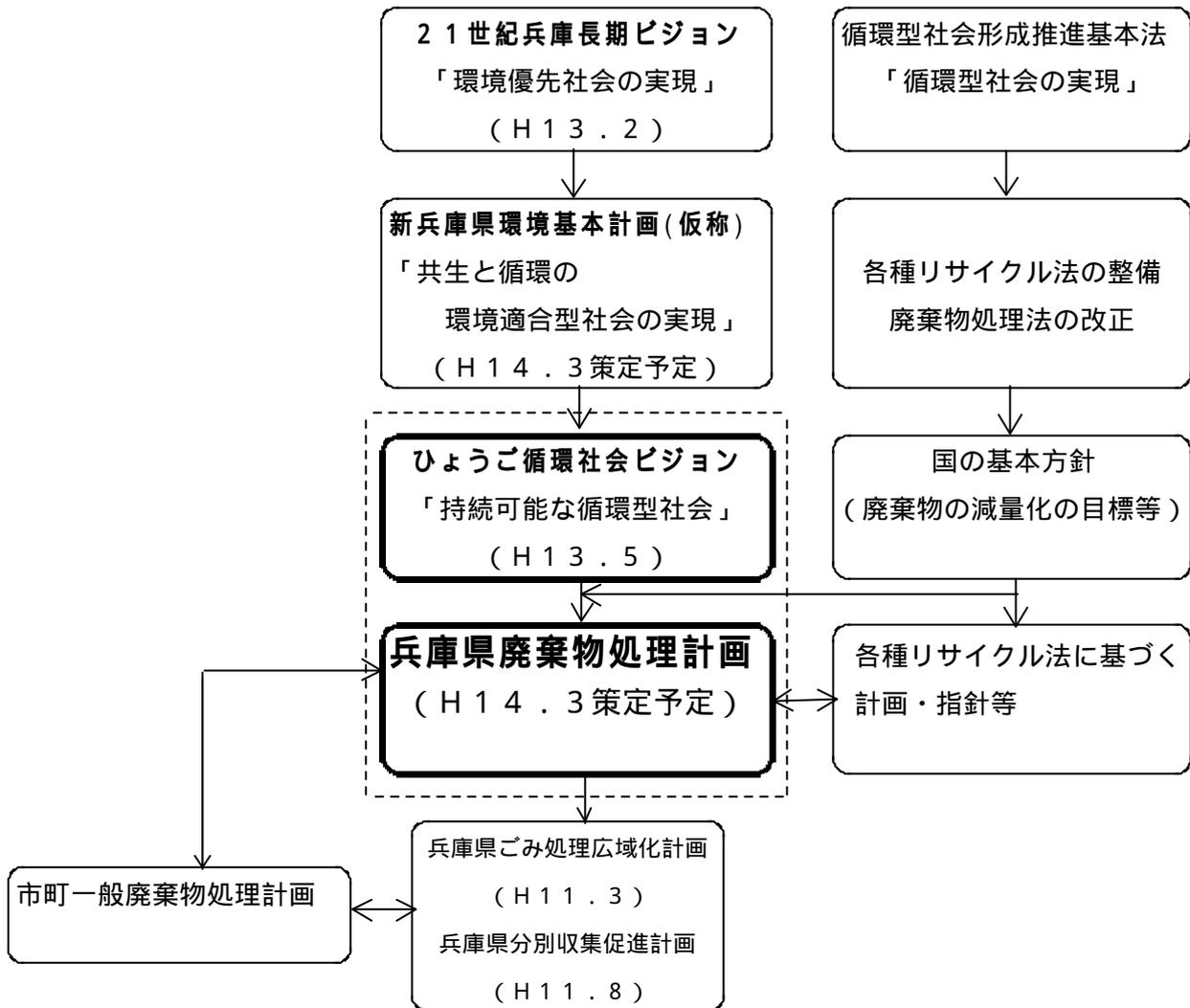
本計画は、本県における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するとともに、以下の性格を併せ持つものである。

- (1)本計画は、県民、事業者、行政の参画と協働のもとに、持続可能な循環型社会の実現を目指す指針である。
- (2)一般廃棄物対策の観点からは、市町の「一般廃棄物処理計画」策定のための指針であり、「兵庫県ごみ処理広域化計画（平成11年3月）」や「兵庫県分別収集促進計画（平成11年8月）」に対して基本となる計画である。
- (3)産業廃棄物対策の観点からは、従来「産業廃棄物処理計画」の後継計画として、

事業者や処理業者の指導等のための指針である。

(4)各種リサイクル関連法に基づく、各種個別の計画・指針等と相互に連携しながら、循環型社会の実現を目指すものである。

図1-1 本計画の位置づけ・性格



3 計画の目標年次

本計画は、平成13年度を初年度、平成22年度を目標年度（平成17年度を中間目標年度）とする10カ年計画とし、概ね5年後に見直すものとする。